

第 11 章

マレーシア

中川 利香

はじめに

近年、マレーシアでは銀行間の競争促進を目指して様々な改革が行われており、規制緩和はそのひとつである。この背景には、1997 年～98 年にかけて発生した通貨危機と金融危機があげられる。この経験は、マレーシア政府に外からのショックに強い金融セクター構築の必要性を痛感させ、それを実現するために 2001 年、『金融セクター・マスタープラン』を発表するに至った。

マスタープランのポイントは、金融機関の競争を通してそれらの能力を高めることである。しかしその一方で、マレーシアには企業の競争や公正取引に関する包括的な法律、いわゆる競争法が制定されていない。各産業が関連する法律や規制で競争に関する規定があるか、関係省庁が競争促進と公正取引の指導・監督を行っているのが現状である。金融セクターの場合は、中央銀行（以下、中銀）およびラブアン・オフショア金融サービス機関（Labuan Offshore Financial Service Authority）がその責任を負っている。以下では、まずマレーシアの金融システムを簡単に解説し、続いて金融セクター、とりわけ銀行の競争に係った規制について 2000 年までの状況と 2001 年以降の規制緩和の状況に分けてみることにする。最後にむすびとして金融セクターの競争に関する今後の見通しについて触れる。

第 1 節 金融システム概観

マレーシアの金融システムは比較的良好に発展しているといわれている。金融市場はマネー・マーケット、外国為替市場、資本市場、デリバティブ市場、オフショア市場があり、

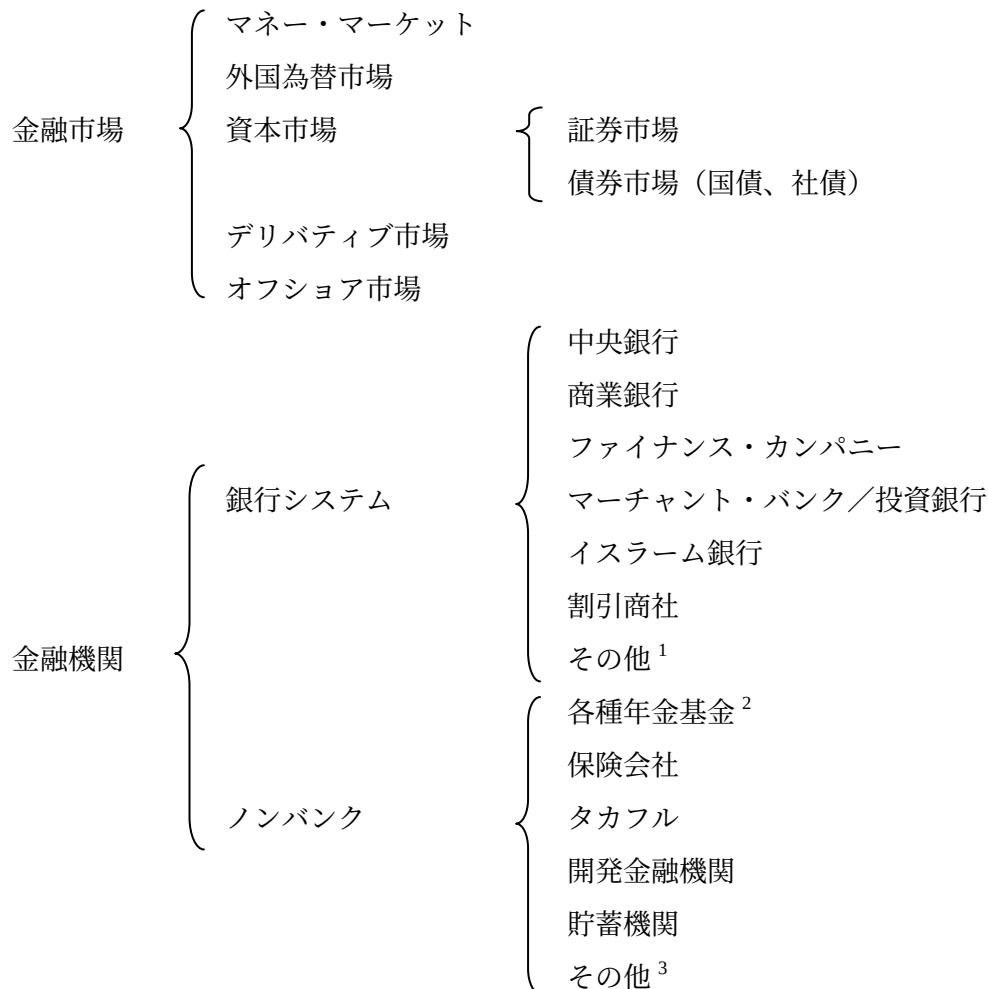
金融機関も銀行とノンバンクから構成されている（図1参照）。銀行セクターは中銀のほか、商業銀行、ファイナンス・カンパニー、マーチャント・バンク、割引商社などで構成されており、1983年にイスラーム銀行が設立されてからはイスラーム銀行もマレーシアの銀行セクターを構成する重要なプレイヤーとなっている。

金融システムは各種の法律の下で運営されており、銀行に関連したものでは1958年中央銀行法（Central Bank of Malaysia Act 1958）を筆頭に、商業銀行、ファイナンス・カンパニー、マーチャント・バンク、割引商社は1989年銀行・金融機関法（Banking and Financial Institutions Act 1989、以下BAFIA）¹が、イスラーム銀行に関しては1983年イスラーム銀行法（Islamic Banking Act 1983、以下IBA）²、オフショア市場においては1996年ラブアン・オフショア金融サービス機関法（Labuan Offshore Financial Services Authority Act 1996）と1990年オフショア銀行法（Offshore Banking Act 1990）がそれぞれ根拠法となっている。これらの法律には銀行の業務範囲も定められており、商業銀行は法人、個人の両者を顧客とし、預金受入れ業務（当座預金、普通預金、定期預金）、貸出業務（当座貸越、証書貸付）、為替業務などを行う。ファイナンス・カンパニーは預金の受入れが定期預金に限定され、貸出業務は主に割賦金融や不動産を担保とした貸出が中心となり、その他にファクタリングやリース業務も行うことができる。マーチャント・バンクは大口の定期預金を受入れ、証書貸付やシンジケートローンのサービスを提供する。また、ファクタリング、リース業務、カストディー、投資顧問業務なども行うことができる。割引商社については、マネー・マーケットで短期資金の貸付業務のほか、証券類の売買なども行っている。禁止事項として、BAFIA33条においてファイナンス・カンパニー、マーチャント・バンク、割引商社は当座預金、要求払い預金の受入れ、外貨の取扱いが禁止されている。なお、イスラーム銀行については商業銀行が提供するサービスとほぼ同じであるが、全ての取引においてイスラームの教えに則ったものでなければならない（IBA3条）。

¹ マレーシアでは中央銀行が設立された1958年に銀行法（Banking Ordinance 1958）が制定された。それ以前は、商業銀行は会社法（Companies Ordinance 1948）の準拠のみでよかったとされる。後に、銀行法は何度か改定を重ね、1973年に新銀行法（Banking Act 1973）に変わった。ところが、1980年代半ばに金融危機が発生したことから、1989年に新銀行法とファイナンス・カンパニー法（Finance Companies Act 1969）とを統合させ、中銀の監督権限の拡大やプルーデンスル策が拡充されて現在の銀行・金融機関法（Banking and Financial Institutions Act 1989）となっている。

² イスラーム銀行特有の性質により、いわゆる普通の銀行法にはみられない内容を含む法律が必要なことから別途制定された。例えば、提供する金融商品がイスラーム法（シャリーア）に適格か否かを判断するためのシャリーア・ボードの設置や、顧客の代わりに掛けで財を購入して割賦金融を提供する金融サービスなどがあげられる。

図1 マレーシアの金融システム



- (注) 1. オフショア銀行、駐在員事務所など。
 2. 雇用者年金基金、その他年金基金。
 3. 投資信託、政府巡礼基金、ベンチャーキャピタル、証券ブローカーなど。

(出所) Bank Negara Malaysia [1999: 67]に筆者が加筆、修正。

このように、マレーシアでは各金融機関の業務が法律によって明確に区切られていたが、この方針は冒頭で述べたように 1997 年から 98 年に発生した金融危機を契機に転換した。詳しくは後述するが、中銀が 2001 年に発表した『金融セクター・マスタープラン』にしたがって業務内容および範囲の見直しや銀行の再編が行われ、2007 年 3 月現在では商業銀行 23 行、イスラーム銀行 11 行、マーチャント・バンク／投資銀行 13 行がマレーシアの銀行部門を形成している（表 1 参照）。

表1 銀行リスト

商業銀行					
1	Affin Bank Berhad	(L)	14	Bank of China (Malaysia) Berhad	(F)
2	Alliance Bank Malaysia Berhad	(L)	15	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Malaysia) Berhad	(F)
3	AmBank (M) Berhad	(L)	16	Citibank Berhad	(F)
4	CIMB Bank Berhad	(L)	17	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	(F)
5	EON Bank Berhad	(L)	18	HSBC Bank Malaysia Berhad	(F)
6	Hong Leong Bank Berhad	(L)	19	J.P. Morgan Chase Bank Berhad	(F)
7	Malayan Banking Berhad	(L)	20	OCBC Bank (Malaysia) Berhad	(F)
8	Public Bank Berhad	(L)	21	Standard Chartered Bank Malaysia Berhad	(F)
9	RHB Bank Berhad	(L)	22	The Bank of Nova Scotia Berhad	(F)
10	Southern Bank Berhad	(L)	23	United Overseas Bank (Malaysia) Berhad	(F)
11	ABN AMRO Bank Berhad	(F)			
12	Bangkok Bank Berhad	(F)			
13	Bank of America Malaysia Berhad	(F)			
イスラーム銀行					
1	Affin Islamic Bank Berhad	(L)	8	RHB Islamic Bank Berhad	(L)
2	AmIslamic Bank Berhad	(L)	9	Al Rajhi Banking & Investment Corporation (Malaysia) Berhad	(F)
3	Bank Islam Malaysia Berhad	(L)	10	Asian Finance Bank Berhad	(F)
4	Bank Muamalat Malaysia Berhad	(L)	11	Kuwait Finance House (Malaysia) Berhad	(F)
5	CIMB Islamic Bank Berhad	(L)			
6	EONCAP Islamic Bank Berhad	(L)			
7	Hong Leong Islamic Bank Berhad	(L)			
マーチャント・バンク／投資銀行					
1	Affin Investment Bank Berhad	(L)	8	Malaysian International Merchant Bankers Berhad	(L)
2	Alliance Investment Bank Berhad	(L)	9	OSK Investment Bank Berhad	(L)
3	AmInvestment Bank Berhad	(L)	10	Public Merchant Bank Berhad	(L)
4	Aseanbankers Malaysia Berhad	(L)	11	RHB Sakura Merchant Bankers Berhad	(L)
5	CIMB Investment Bank Berhad	(L)	12	Southern Investment Bank Berhad	(L)
6	Hwang-DBS Investment Bank Berhad	(L)	13	Utama Merchant Bank Berhad	(L)
7	Kenanga Investment Bank Berhad	(L)			

(注) 2007年3月現在のもの。銀行名のうしろに記した記号(L、F)は、それぞれ地場銀行(L)と外資系銀行(F)を表している。

(出所) 中央銀行ホーム・ページ (Last visited on March 12, 2007) より作成。

第2節 基本的な規制内容——2000年までの状況——

マレーシアの銀行行政は先述のとおり BAFIA および IBA と中銀が作成するガイドラインや通達をベースに行われる。銀行間の競争とそれに関連した規制については次のものがあげられるだろう。

1. 参入および店舗規制

銀行セクターへの新規参入は、BAFIA 5条によって中央銀行に所定の書類（会社定款、最新の財務諸表、商号や登記日などを記した明細書、その他中銀が求める情報など）を提出し、審査を受ける必要がある。中銀の審査が通ると、中銀は財務大臣宛に作成した推薦状と書類が財務省に送られ、財務大臣が承認するという手順になっている。参入要件として法的な面で遵守すべきは最低資本金については、BAFIA に具体的な金額が示されていない。そのため、最低資本金要件の変遷について厳密に追うことは難しいが、Lee [1992]によると商業銀行は 1983 年 2 月の時点で 1,000 万マレーシアドルであったものが 1990 年 9 月以降は 2,000 万マレーシアドルに引き上げられた。ファイナンス・カンパニーの場合、1994 年 9 月時点で 500 万マレーシアドル、マーチャント・バンクは 1,000 万マレーシアドルであった。(Lee [1992: 156-172])³。通貨危機後、ファイナンス・カンパニーに関しては 1999 年 6 月末までに 3 億リンギ、2000 年末までに 6 億リンギに引き上げられた。さらに 2000 年の改定で、地場銀行グループの総額で 20 億リンギに変更された (Bank Negara Malaysia [2000])。

店舗開設についても中銀の承認が必要となっている。ライセンスを付与された機関は中銀の書面による同意なしにマレーシアの国内外に子会社の設立、あるいは取得をしてはならない (BAFIA29 条) とされており、事務所や支店、代理店、インターネット店舗などの開設についても中銀の書面による同意が必要となっている (BAFIA30 条)。

なお、外国銀行の参入に対しては厳しく、外国の機関はマレーシアで銀行業務を行ってはいないとされている。しかしながら、1989 年以前からマレーシアに駐在員事務所を開設していた外国銀行に対しては、BAFIA の施行から 90 日以内に所定の書類を中銀に提出し、現地法人化することを条件にライセンスを付与するとした (BAFIA20 条)。支店開設

³ マレーシアの通貨は 1975 年マレーシア通貨（リンギ）法 (Malaysian Currency (Ringgit) Act 1975) でリンギ (RM) と定められているが、マレーシアドル (M\$) という通称を用いている文献もある。ここでは、参照文献の原文の通りマレーシアドルと表記した。

についても外国銀行に対しては厳しかったとされる。なお、外国銀行の最低資本金は、何度かの変更を経て1982年以降は2,500万マレーシアドル相当額が必要とされていたとしている（Lee [1992: 160]）⁴。これが通貨危機後には3億リングに引き上げられた（Bank Negara Malaysia [2000]）。

2. 金利規制

金利に関する規制は1970年代から商業銀行の預金金利の自由化を始めている⁵。その一方で貸出金利については何回かの改定を重ねてはいるものの規制があった（表2）。

表2 ベース貸出金利の算出方法

変更日時	対象	内容
1983 年 11 月	商業銀行 ファイナンス・カンパニー	各行の資金調達コストを基準にしたベース貸出金利の設定を許可。マージン設定も自由化。
1987 年 9 月	商業銀行 ファイナンス・カンパニー	2 大銀行のベース貸出金利+0.5% 2 大銀行のベース貸出金利+0.5%未満 商業銀行、ファイナンス・カンパニーともリスクプレミアムの上限は 4%)
1991 年 2 月	商業銀行 ファイナンス・カンパニー	資金調達コスト+人件費+経常費用+マージン 0.25%
1995 年 11 月	商業銀行 ファイナンス・カンパニー	$\frac{(\text{Average 3 - m Interbank} \times 0.8)}{1 - \text{SRR}} + 2.5\%$ $\frac{(\text{Average 3 - m Interbank})}{1 - \text{SRR}} + 2.5\%$
1998 年 9 月	商業銀行 ファイナンス・カンパニー	$\frac{(\text{Intervention Rate} \times 0.8)}{1 - \text{SRR}} + 2.5\%$ $\frac{(\text{Intervention Rate})}{1 - \text{SRR}} + 2.5\%$
2004 年 4 月	資金調達コストや経営戦略を踏まえた決定の許可。2.5%のスプレッドも廃止。	
(注)	SRR は法定準備率 (Statutory Reserve Requirement)。1998 年の変更は、政策金利をインターバンク金利から介入金利にしたことに伴うもの。	
(出所)	Bank Negara Malaysia [1999: 150-151] [2004]を参考に筆者作成。	

⁴ 注3を参照。

⁵ 1970年代の預金金利の自由化は3段階に分けて行われた。第1段階は4年超の定期預金金利（1972年）、第2段階は1年超の全ての預金の金利（1973年）、第3段階はその他の預金の金利（1978年）である（Lim, Rosli and Merris [1986]）。

3. 兼業規制・業務範囲規制

先述のとおり、銀行の業務は法律に規定され、明確な業務分担がなされていた⁶。これに加え、金、証券類、外貨以外の卸売り、小売、貿易などは禁止されている（BAFIA33 条）。このような制限はイスラーム銀行法（IBA）にはないが、宗教上許可されない業務は行ってはならないとされている（IBA 3 条）。

4. 特定産業への信用割り当て

マレーシアには一定の条件を満たす個人および企業に対して優先的に融資を割り当てる制度がある。これは中銀によって商業銀行とファイナンス・カンパニーに対する通達によって実行が義務化されている。優先部門として指定されているのは、中小企業、低所得者の住宅購入、ブミプトラ個人および企業⁷などがあるが、時代によって対象が変化してきている⁸。この制度は、マレーシア特有の社会・経済状況に関連した非法的な面での参入要件といえるだろう。

5. 銀行の合併

銀行の合併に関しては BAFIA および IBA で必要な手続きが定められている。銀行は他の金融機関の株式を保有することは厳しく規制されているため（BAFIA47 条）、市場ベースで他の金融機関を支配下に置くことはできない。書面によって双方の合意あるいは取り決めが中銀に提出され、かつ財務大臣の承認がない限り以下のことはできないとされている（BAFIA49 条）⁹。

⁶ マレーシアは銀行が保険や証券などに参入して総合的な金融サービスを提供するという、いわゆるドイツ型のユニバーサルバンクのシステムはとっていない。金融持ち株会社の下に銀行、保険証券などの会社が存在するという仕組みになっている。

⁷ ブミプトラ資本によって経営している企業としており、産業の指定はない。なお、ブミプトラとは「マレー人に加え、半島部のオラン・アスリと呼ばれる先住民や仏教徒住民、サバ州・サラワク州のカダザン、イバンをはじめとする先住民を含めたグループを指す」（鳥居 [2006: 11-12]）。

⁸ 1980 年代は農業・食品加工業や製造業が優先部門に指定されていたこともあった。

⁹ これらを実行する場合、手続き上は財務大臣が最終判断を下すことになっているが、財務大臣宛に中銀が推薦状を出す必要があるため、実質的な判断は中銀が行うことになる。もし中銀が申請内容に対して金融システムの安定化を損なうと判断されれば承認されない。このように合併手続きは法律に規定されているもののその基準は示されておらず、中銀の裁量が多分に働くことになると推測される。実際、過去にいくつかの銀行が合併しようと試みていたものの、実際に銀行が合併したケースは多くない。1991 年半ばに Bank of Commerce と United Asian Bank の合併が承認されたのみである（Chin [2005: 125]）。

- ・ 個人や組織がライセンスを付与された金融機関あるいは持ち株会社を支配すること
- ・ ライセンスを付与された金融機関の業務の全てあるいは一部を売却、譲渡、移転すること
- ・ ライセンスを付与された他の金融機関と合併すること
- ・ ライセンスを付与された機関の金融業務の全てあるいは一部を売却、譲渡、移転すること、および他の金融機関を再建すること

6. プルーデンシャル策

(1) 国際基準の適用

マレーシアでは 1990 年代に銀行経営の健全性を維持するための諸策がとられていた。これは、1980 年代半ばに貯蓄機関が倒産したことが背景にある。銀行の自己資本比率は BAFIA 施行により、商業銀行、ファイナンス・カンパニー、マーチャント・バンクに対して国際決済銀行が定めた比率（8%）の適用が義務付けられることになった¹⁰。

(2) 情報開示

情報開示制度は BAFIA41 条、42 条および IBA18 条で中銀への報告義務が定められているのに加え、株主総会から 14 日以内に財務諸表を新聞に発表しなければならない旨が定められている。新聞は中央銀行が承認した日刊紙でなければならず、2 紙以上（1 紙はマレー語、もう 1 紙は英語）に掲載することが義務付けられている。

(3) 同一顧客に対する貸出上限規制

マレーシアでは大口貸出規制があり、各銀行は 1 企業あるいは 1 企業グループに対して中銀が定めた割合を超えて貸出しを行ってはならないと定められている（BAFIA61 条、IBA27 条）。

このように、マレーシアの銀行セクターは 2000 年以前からプルーデンシャル策が整備され、各法律と中銀のガイドラインや通達のもとで業務の分担が行われていた。とくに外国銀行の参入に関しては徹底的な規制を貫いていた。こうした方針の転換を迫られたのは、1990 年代終わりに発生した金融危機である。不良債権比率の急激な上昇は銀行経営を圧迫

¹⁰ BAFIA 施行前は、自己資本比率は商業銀行のみに課せられていた（地場銀行は 4%、外国銀行は 6%）（Bank Negara Malaysia [1999: 196]）。

し、この問題を解決させることと銀行再編が急務となった¹¹。銀行再編に関しては、タイやインドネシアなどで行われたような経営状態の悪い金融機関を閉鎖するというショック療法は行わず、合併という方法がとられた¹²。こうした動きと並行して行われた改革はブルーデンシカル策が中心となる。自己資本比率や不良債権比率などを含む主要なデータを四半期ごとに発表しなければならない¹³としたほか、オフバランスシート取引も発表することが求められるようになった。また、全ての銀行は四半期単位で自己資本規制 8% の達成が義務付けられた。なかでも、金融危機の影響を最も受けたとされるファイナンス・カンパニーに対する自己資本比率を 10% に引き上げるという措置を講じた¹⁴。このような金融安定化のための諸改革の後、中銀は 2001 年に『金融セクター・マスタープラン』を発表し、それに沿って金融セクターの改革をさらに進めていくことになる。

第 3 節 金融セクターの競争促進に向けた規制緩和——2001 年以降——

『金融セクター・マスタープラン』には銀行、保険、イスラーム金融機関、開発金融機関、オフショア金融市場などを含む金融システム全体のビジョンと具体的な改革の内容が記されており、これに沿って改革が進められている。改革は 2010 年までを三つの段階に分けて行われ、第 1 段階は国内金融機関のキャパシティの強化、第 2 段階は国内金融機関の競争促進、第 3 段階は外国金融機関との競争促進にそれぞれ焦点が当てられている。銀行に着目すると、競争を通してショックに耐えうる強い金融セクターの構築を目指し、全

¹¹ 通貨危機後の不良債権処理は、政府が設立した資産管理会社（Danaharta）、特別目的会社（Danamodal）、企業債務リストラ委員会（Corporate Debt Restructuring Committee、以下 CDRC）の 3 つの組織によって行われた。Danaharta は不良債権を銀行のバランスシートから切り離す作業を行うものであり、一定のルールに沿って銀行から買い取った不良債権を証券化して売却する機関である。このときに資本注入が必要と判断されると、Danamodal がその役割を担う。また、CDRC は銀行（債権者）と企業（債務者）が債務返済のリスケジュールや企業再建に関する話し合いを行うためのものである。なお、詳細については中川 [2006] 参照。

¹² まずファイナンス・カンパニーの合併プログラムが実施された。次に銀行部門全体の再編が進められた。中央銀行が指定した 10 行の商業銀行を核として再編を進めるものであったが、この絞込みの手続きは不透明であり、当初は中核行 6 行と発表したものの批判が噴出したことから 10 行に訂正されたという経緯がある。ただし 10 行への絞込みに対しても政治的な理由で中核行に指名された銀行があるとして様々な議論をよんでいる（例えば Chin [2005: 125-130]）。なお、こうした措置の結果、銀行数は 1997 年から 2001 年までに商業銀行は 36 行から 26 行に、ファイナンス・カンパニーは 39 社から 12 社に、マーチャント・バンクは 12 行から 10 行に減少した。

¹³ 当該四半期が終了してから 6 週間以内という制限がついている。

¹⁴ 自己資本比率は 1998 年末までに 9%、1999 年末までに 10% と段階的な措置となっている。

部で 56 の改革があげられている（表 3）。2005 年 12 月の時点で実施済みが 27、実施中が 18、未実施が 11 となっている。前節で述べた各規制がどのように緩和されてきているのか、また競争促進の観点から注目できる点をもてみることにしよう。

1. 参入および店舗規制

マレーシアが厳しく規制してきた参入規制と店舗規制に関しては、緩和されつつある方向にある。地場銀行は 2000 年に、外国銀行は 2002 年にそれぞれインターネットバンキングの導入が許可された。マスタープランでは、外国銀行と地場銀行の ATM ネットワークを統合させることも盛り込まれており¹⁵、今後さらに外国銀行と地場銀行のビジネス環境が統一されていくことが予想される。不良債権処理と銀行再編が一段落したことも後押しとなり、中銀は 2004 年に地場銀行に対して支店統合や移転を、2006 年には既存の外国銀行に対して支店開設を許可すると発表した。外国銀行は中銀の承認を得たうえで 2006 年 1 月 1 日から 1 年間の間に 4 店舗まで開設することができるようになった（Bank Negara Malaysia [2005c]）。こうした措置はあくまでも既存の外国銀行に対する規制緩和であり、新規参入を認めるまでには至っていない。これに対し、中銀はイスラーム金融の新規参入には寛容である。2003 年、中銀は外国銀行に対してイスラーム銀行業務への参入を許可する旨を発表し（Bank Negara Malaysia [2003]）、これにもとづいて翌年、Kuwait Finance House (Malaysia) Berhad（クウェート）、Al Rajhi Banking & Investment Corporation (Malaysia) Berhad（サウジアラビア）、Asian Finance Bank Berhad（カタール、サウジアラビア、クウェートの合弁銀行）¹⁶にライセンスを付与している。また、2006 年 10 月には三菱東京 UFJ（マレーシア）銀行と CIMB グループとの業務提携が許可された（2006 年 10 月 5 日付け New Straits Times）。

¹⁵ 表 3・改革 No.29。2005 年末の時点でまだ実行されていないが、マスタープランによると、地場銀行が参加している ATM ネットワーク（Malaysian Electronic Payment System Sdn. Bhd.: MEPS）と外国銀行が運営している ATM ネットワークを統合することを掲げている。中銀はこうした改革は決済ネットワークの発展につながり、また消費者に対しても他の決済チャネルを提供するとしているが、ATM ネットワークの統合は MEPS のビジネス戦略を考慮しながら行われるべきであるとも述べている（Bank Negara Malaysia [2001: 96]）。

¹⁶ Qatar Islamic Bank（カタール）、RUSD Investment Bank（サウジアラビア）、Global Investment House（クウェート）が出資。

2. 金利規制

金利規制の緩和は 2004 年に発表された新金利フレームワークによって制度の変更が行われた。このフレームワークの骨子は、①オーバーナイト政策金利を金融政策の操作目標と定め、中心レートから±25bsp の変動幅を認めること、②貸出金利の規制を撤廃し、各行の資金調達コストおよび経営戦略にもとづいた貸出金利の設定を認めること、③100 万リンギ以下の定期預金金利の下限を 3%（1 ヶ月物）と 3.7%（12 ヶ月物）に設定すること、の 3 点である。この制度変更により、預金金利と貸出金利の設定方法が変更され、ベース貸出金利の算出は各行の裁量に完全に任されることになった（表 3）。ただし、中小企業向け貸出と低所得者向け住宅ローンは適用除外とされ、従来の規制を適用するとされている（Bank Negara Malaysia [2004]）。

3. 兼業規制・業務範囲規制

業務範囲の緩和は業界再編とともに進められている。まず、2004 年に商業銀行とファイナンス・カンパニーの両方のライセンスを持った金融機関の設置が許可された。翌 2005 年には商業銀行によるファクタリングサービスへの参入が許可され、これまでファイナンス・カンパニーが行ってきたリーテールやファクタリングなどのサービスが商業銀行あるいはその子会社でも提供することが可能となった。これにより、商業銀行とファイナンス・カンパニーの統合が進んだ。また、中銀はマーチャント・バンク、株式仲介業者、割引商社が合併し、投資銀行となることを推進した。中銀の狙いは、類似した業務を行っているこれらの機関を統合して投資銀行とすることにより、業界再編を進めることである。投資銀行への移行は二つの方法が示されている。ひとつは、同じグループ内にマーチャント・バンクと割引商社がある場合はまず統合し、その後に投資銀行となる方法である。いまひとつは、グループに属さない割引商社の場合、まず他の割引商社と合併し、次に株式仲介業者と統合することによって投資銀行となる方法である（Bank Negara Malaysia [2005b]）¹⁷。

また、2006 年からオフショア金融センターは金融機関（地場、外資問わず）に対して外貨建イスラーム金融サービスの提供を許可している。銀行は外貨建てでイスラーム金融サービスを提供する限り、拠点をマレーシアのどこに設立してもよいとし、税制面の優遇を行ってイスラーム金融の競争と発展を促している。なお、最低資本金を非イスラーム銀行の金額よりも少ない 1,000 万リンギとし、参入しやすい環境を整えている（Bank Negara Malaysia [2006b]）。

¹⁷ 投資銀行の最低資本金は 5 億リンギである。また外資の出資比率は 49% まで可能。

表3 金融セクター・マスタープラン進捗状況（2005年12月現在）

銀行部門				
改革 No.	内容	実施済	実施中	未実施
1	銀行経営に関するベンチマークの作成		○	
2	専門家教育による人材育成		○	
3	信用供与に関する諸スキルの強化		○	
4	給与に関する規制緩和と人材流動化の促進	○		
5	海外居住者の採用	○		
6	コーポレートガバナンス改善のための理事会設置	○		
7	ワン・ストップ金融センター設置の許可	○		
8	戦略的提携の奨励		○	
9	割引商社とマーチャント・バンクの規制合理化	○		
10	マーチャント・バンク、株式仲介業、割引商社の合併奨励	○		
11	機関投資家による銀行株式保有の奨励			○
12	業務の外部委託の奨励	○		
13	ICT 投資の義務付け		○	
14	金融サービス提供手段の多様化	○		
15	金融商品の通知基準および承認に関するガイドライン作成	○		
16	金利・手数料規定の緩和	○		
17	金融機関の格付け義務化			○
18	銀行のノンバンク業務参入許可	○		
19	金融業に対する税制改革		○	
20	銀行協会、ファイナンス・カンパニー協会、マーチャント・バンク協会の統合			○
21	リスクに応じた監督の導入	○		
22	リスクウエイトの見直し	○		
23	問題銀行に対する段階的アクションの採用	○		
24	問題銀行に対する早期警告システムと早期是正措置の導入		○	
25	リアルタイム情報収集システムによる金融セクターに対するサーベイランスの強化			○
26	金融コングロマリットに対する包括的な監督フレームワークの開発	○		
27	決済手段の効率性向上・競争促進	○		
28	市場ベースでの決済手段の開発許可	○		
29	外資系銀行と地場銀行の ATM ネットワーク統合			○
30	インターネットによる通信・取引ネットワーク構築の許可	○		
31	信用保証スキームの改定			○
32	中小企業、小口債務者に対するファイナンシャル・プランニングおよび管理に関するアドバイザリーサービスの提供		○	
33	支店統合、支店移転の許可	○		
34	消費者保護教育の実施		○	
35	金融商品および銀行の透明性向上と情報開示の促進			○
36	金融取引の問題に対する公式かつ法的手続きの奨励		○	
37	金融調停局の役割拡充（クレーム対応など）	○		
38	反トラスト規制の導入			○

表 3. つづき				
改革 No.	内容	実施済	実施中	未実施
39	預金保険基金の設立	○		
イスラーム金融				
改革 No.	内容	実施済	実施中	未実施
1	銀行経営に関するベンチマークの作成		○	
2	知識と専門的技術の促進		○	
3	経営陣のイスラーム金融に関する知識および技術強化チームの設置	○		
4	イスラーム債発行促進のインセンティブ付与			○
5	イスラーム銀行業務への参入奨励	○		
6	イスラーム金融市場の発展			○
7	イスラーム銀行に対する規制強化			○
8	効果的な法整備の促進	○		
9	税制度の改定		○	
ラブアン・オフショア金融センター				
改革 No.	内容	実施済	実施中	未実施
1	国際オフショア金融センターの活性化		○	
2	業務範囲に関する規制緩和		○	
3	税制およびビジネス環境の整備	○		
4	低コスト経営を促すベンチマークの導入		○	
5	規制および監督フレームワークの制定		○	
6	イスラーム金融の強化	○		
7	ラブアン国際金融取引所の拡大	○		
8	電子取引ゲートウェイの発展		○	

(注) 邦語訳は筆者による。なお、本表はマスタープランから銀行に係るものを記載している。

(出所) Bank Negara Malaysia [2001] [2006a] Annex pp. 11-15 より作成。

4. プルーデシヤル策

銀行監督の観点からは Basel II の導入を見据えた体制を整えている¹⁸。中銀は 2003 年より各行への立入り検査 (on-site examination) と各行から提出された財務情報をもとにした

¹⁸ 中銀は 2004 年 1 月、2008 年に Basel II の導入とそれまでのスケジュールを発表した。とくに、Basel II 導入にあたり最低条件として信用リスクの算出方法 (standardized approach) とオペレーショナルリスクの算出方法 (basic indicator approach) は 2008 年までに採用することを定めた。しかし、中銀が定めた条件に合う銀行は、信用リスクの算出方法に関して 2010 年 1 月までは別の方法 (internal ratings based approach) を採用してもよいとしている (Bank Negara Malaysia [2005a: 120-121])。なお、中銀は 2004 年 9 月に市場リスク算入アプローチ (Market Risk Capital Adequacy Framework) を発表し、2005 年から適用している (Bank Negara Malaysia [2006: 125])。

サーベイランス (off-site surveillance) を強化し、各行が抱える様々なリスク (信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクなど) に応じて各行の検査と業績評価を行っている (表 3、改革 No. 21)。また、定期的にストレステストを行うなどして早期に問題の発見に努めている。2004 年には自己資本比率の算出において市場リスクを加味することを決定したほか、リスクウエイトの見直しを行った (表 3、改革 No. 22)。このように、リスクに応じた監督体制を整えることにより、財務状態に問題がある銀行や重大なリスクに晒されている銀行を早期に発見できることが期待できるとしている。さらに、中銀は問題銀行に対して非公式なアクションと公式なアクションを段階的に適用する旨をマスタープランに掲げた (表 3、改革 No. 23)。非公式アクションとは、取締役会に改善計画を作成させ、中銀との覚書 (MOU) を交わすことを意味する。当該銀行はその計画に沿って改革を実行することになる。一方、公式アクションには中銀検査で財務状態の問題が発見された場合に資本増強の指示、業務停止命令、罰則の適用などが含まれる (Bank Negara Malaysia [2001: 90-91])。なお、中銀は問題銀行に対する介入の透明性を確保するためには明確なルール作りが欠かせないとしてその作成にも取り組んでいる (表 3、改革 No.24)。

5. 銀行倒産処理策

問題銀行に対する中銀の対応は上記に述べたとおりであるが、それでも財務状態が改善せず、破綻してしまった場合は 2005 年に設立された預金保険公社に銀行倒産処理の権限が与えられている。中銀は経営が危機的状況存であると判断した銀行を預金保険公社に通知すると、預金保険公社は当該銀行の状況に応じて次のアクションをとることができる (2005 年マレーシア預金保険公社法 72 条)。

- ・ 業務停止または縮小、その他必要とされる措置¹⁹
- ・ 当該銀行の株式取得
- ・ 営業の引受けおよび譲渡
- ・ 管財人、経営者の指名 (高等裁判所を通して)
- ・ 預金保険公社のメンバーシップ剥奪

¹⁹ 「その他必要とされる措置」については 2005 年預金保険公社法には明記されていないが、コンサルタントの選定などが含まれると考えられる。

6. その他特筆すべき点

銀行の競争促進という観点から注目に値するのは、商品開発の活性化を促す策がとられていることである。2003 年より禁止事項に規定されていないことは原則許可（“What is not prohibited is allowed.”）という方針に転換したことである。中銀は、承認申請が必要な新金融商品に関するガイドラインを発表し、承認手続きを簡素化した。さらに、イスラーム金融商品の開発を促すことを目的として、税の優遇や免税が行われている。

第4節 消費者保護の概要

1. 消費者金融教育

2003 年に金融教育および情報提供のためのウェブサイト（Bankinginfo）が開設され、金融機関が提供している各種サービスの内容を提供している。また、ウェブサイトの内容を冊子にしたものも各金融機関に置かれている。このサイトでは、顧客が各行の商品を比較しやすいようにインターネットで金利などの情報も公表されている²⁰。

2. 調停機関の設立

2005 年 1 月、金融取引で生じたトラブルを解決するために金融調停局（Financial Mediation Bureau）が設立された。対象機関は商業銀行、ファイナンス・カンパニー、イスラーム銀行、保険会社、タカフル、開発金融機関、決済システム運営会社となっている。訴えられる損失の範囲としては、銀行は 10 万リンギ、保険は 20 万リンギが上限となっている。ただし、銀行に関しては支払い指図の偽造やクレジットカードや ATM、小切手の不正利用はこの金額に制限されることはない。この制度のメリットは、第三者を調停人としてトラブルの解決にあたること、調停費用が無料な点であるとされている（表 4 参照）。

3. 預金保険制度の導入

2005 年 9 月、預金保険公社（Malaysia Deposit Insurance Corporation）の設立によってマレーシアに預金保険制度が導入された。マレーシアの預金保険制度は全ての商業銀行（外国

²⁰ Bankinginfo（<http://www.bankinginfo.com.my>）に割賦金融、クレジットカード、定期預金、譲渡性預金証書の各金利およびベース貸出金利の比較表が掲載されている。

銀行を含む)、ファイナンス・カンパニー、イスラーム銀行を対象機関としており、マーチャント・バンク、割引商社、マレーシアの銀行の海外支店、開発金融機関、保険会社、各種基金（雇用者年金基金など）は対象から除外されている。特徴的であるのは、預金保険公社はイスラーム銀行から徴収された保険料を管理・運用するイスラーム預金保険基金と、非イスラーム銀行から徴収された保険料を管理・運用する一般預金保険基金から構成される点である。両者の違いは資金の運用面で大きく異なる。前者は、運用にあたりシャーリア適格とされる方法で運用することが求められる。これは、イスラーム金融では利子が禁止されているため、通常の国債では運用できないことが理由である。一方、後者はそのような制限はなく、主に短期国債や中銀債で運用することになっている。預金保険でカバーされる金額は1金融機関、1顧客につき6万リンギとされているが、非イスラーム銀行の口座、イスラーム銀行の口座、共同口座、信託口座、個人事業主などの口座の各口座においてそれぞれ6万リンギまで保護される仕組みとなっている²¹（表5参照）。

表4 金融調停局の概要

名称	Financial Mediation Bureau (Biro Pengantaraan Kewangan)
設立	2005年1月
根拠法	1965年会社法 (Companies Act 1965)
対象機関	商業銀行、ファイナンス・カンパニー、イスラーム銀行、保険会社、タカフル、開発金融機関、決済システム運営会社
対象金融サービス	個人ローン、住宅ローン、ATM、クレジットカード、割賦金融、貯蓄預金、当座預金、定期預金、投資預金、送金、インターネットバンキング、保険、タカフル
訴えられる損失の範囲	・銀行：10万リンギまで（支払い指図の偽造、クレジットカード、ATM、小切手の不正使用に関しては2万5千リンギまで） ・保険・タカフル：自動車保険、火災保険は20万リンギまで、その他は10万リンギまで、第三者保有の財産の損失については5千リンギまで。
調停申立ての手続き ¹	①金融調停局のカウンターで苦情、トラブルの内容を伝える。 スタッフは調停手続きの必要性を判断。 ②公的手続きが必要とされた場合、苦情、トラブルの内容を所定の書類に記載。 ③書類を提出。調停開始。 調停者の判定を不服とする場合は、法的手続きへ。
手続きの費用	なし

(注) 1. 金融調停局に申し出る前に取引銀行にクレームを伝え、問題解決の努力を行うことが必要。それでも解決しない場合に第三者として金融調停局を通して解決にあたる。
(出所) 金融調停局ホーム・ページ (Last visited on March 12, 2007) より筆者作成。

²¹ 例えば、ある銀行にA氏が個人名義、A氏と妻の連名、A氏と妻と子供1の連名、A氏と妻と子供2の連名で4口座持っていた場合、各口座について6万リンギまで保護される。詳しくは預金保険公社のハンドブックを参照されたい。

表5 預金保険制度の概要

名称	Malaysia Deposit Insurance Corporation (Perbandanan Insurans Deposit Malaysia)
設立	2005 年 9 月 1 日
根拠法	2005 年預金保険公社法 (Malaysia Deposit Insurance Corporation Act 2005)
運営	財務大臣が指名した運営委員会 (理事会) による
対象金融機関 ¹	商業銀行、ファイナンス・カンパニー、イスラーム銀行
保険料率	2007 年までは固定料率、2008 年からは各行の状況に応じた可変料率を採用
保険料の運用	2 つの預金保険基金が管理、運用。 ①イスラーム預金保険基金：イスラーム銀行から徴収した保険料の管理・運用。運用はシャリーア適格な方法で行う。 ②一般預金保険基金：イスラーム銀行以外から徴収した保険料の管理・運用。運用は短期国債、中銀債で行う。
対象となる預金等 ²	・当座預金、貯蓄預金、定期預金、投資預金 ・上記預金対して振り出された小切手・銀行手形 ・その他、預金保険公社が状況に応じて定めたもの
保護の範囲 ³	1 金融機関、1 預金者に対して 6 万リンギまで (利息込み) 以下の口座についてそれぞれ 6 万リンギまで保護される ・一般銀行の口座 ・イスラーム銀行の口座 ・共同口座 ・信託口座 ・個人事業主、専門職、共同事業によって保有されている口座
預金の払い戻し時期	・強制的払い戻し 対象金融機関に対して清算命令が下された場合、その日から 3 ヶ月以内に預金保険公社が払い出しを行う。 ・裁量的払い戻し 以下の場合には財務大臣の承認にもとづき、預金保険公社の裁量で払い戻し時期が決められる。 ①裁判所の命令や預金保険公社による処理を行っている場合、また管財人や他の対象機関とともに処理を行っている場合 ②裁判所に対して対象金融機関の清算申請を行っている場合 ③対象金融機関が対象から除外された場合
(注)	1. 海外支店は対象から除外される。そのほか対象外となるのはマーチャント・バンク、割引商社、開発金融機関、保険会社、各種基金 (雇用者年金基金など)。 2. リンギ建かつマレーシアで払出しが行われるものに限る。対象から除外されるのは、マレーシア以外で払い出される預金全て、外貨建預金、金融機関からの預金、譲渡性預金、その他無記名預金、売戻し条件付き債券買付け (レポ)、その他預金保険公社が状況に応じて定めたもの。なお、投資預金はイスラーム銀行のみが提供するサービスである。 3. 金融機関が合併を行った場合には、その後 2 年あるいは満期までのいずれか早い時期までの間は別々に保護される。預金保険の対象除外機関に吸収された場合は、当該年末あるいは満期までのいずれか早い時期までの間保護される。
(出所)	Malaysia Deposit Insurance Corporation、PIDM Handbook より筆者作成。

4. 債務カウンセリング機関の設立

2006 年 4 月、債務カウンセリング機構（Credit Counselling and Debt Management Agency）が設立された。この組織は債務返済に困った個人に対し、①債務管理プログラム、②カウンセリング、③金融教育のサービスを提供している。商業銀行、イスラーム銀行、保険会社、タカフル、開発金融機関、クレジットカード会社から債務を負っている個人であれば無料でサービスを利用できる。ただし、債務管理プログラムに関しては参加条件があるため利用にあたってはそれらを満たしていることが必要である（表 6）。同年 10 月にクアラルンプール以外にペナン、ジョホールバル、クアラトレンガヌ、クチン、コタキナバルに地域事務所が設けられている。

表 6 債務カウンセリング機構の概要

名称	Credit Counselling and Debt Management Agency (Agensi Kounselling Dan Pengurusan Kredit)
設立	2006 年 4 月
提供サービス	①債務管理プログラムの提供 対象：商業銀行、イスラーム銀行、保険会社、タカフル、開発金融機関、クレジットカード会社の債務者 プログラム参加の条件： ・未復権の破産者 ・債務管理に困っていること ・純所得がプラスであること ・法的手続きをとっていないこと ・非金融機関から訴訟を起こされていないこと ・中銀監督下でない機関から借入をしていないこと ・借入総額が 200 万リンギ以下であること ②ファイナンシャルプランニングに関するカウンセリング ③金融教育
サービス利用手数料	なし
(出所) 債務カウンセリング機構サイト (Last visited on March 12, 2007) を参考に筆者作成。	

むすび——金融セクターの競争に関する今後の見通し——

以上に述べてきたように、マレーシアでは包括的な競争法が導入されておらず、金融セクターに関しては中銀や証券取引委員会などが法律、規則、ガイドライン、通達によって競争と公正取引の監督を行っている。1990年代までには情報開示制度や銀行監督の国際基準の導入などの面が整備されており、2001年以降は『金融セクター・マスタープラン』にもとづいて競争促進策と消費者保護策のバランスをとりながら改革が進められている。一連の改革が完了するのは2010年とされているため、未実施の項目が残っているが、今後もマスタープランにしたがって着々と改革が進められていくと予想される。

今後注目される点として次の二つをあげておきたい。第一に外国銀行の新規参入の可能性である。マスタープランの第3段階では外国銀行との競争が重点項目として掲げられているため、外国銀行の新規参入の可能性は残されているだろう。しかし、過去長い間、非イスラームの銀行のライセンスが外国の銀行に付与されていないこと、中銀のゼティー総裁がマレーシアの銀行が過剰状態にあると認識している（ジェトロ [2007: 4-6]）ことなどを鑑みると、将来、非イスラーム部門（いわゆる有利子銀行）での外国銀行の新規参入が許可されると断言することは難しい。その一方で、ゼティー総裁は「イスラーム金融やイスラーム保険のような新たな分野には新規参入を歓迎している」と述べている（ジェトロ [2007: 4-6]）。つまり、イスラーム金融の分野に関しては外国銀行を受け入れる用意があるものの、非イスラーム銀行についてはマスタープランの第2段階で国内の金融再編がさらに進み、それらの金融機関の能力が外国銀行との競争に耐えうるようになった段階で考慮するということになるだろう。なお、オフショア市場では基本的に外国銀行の参入を歓迎しているようである。

第二に、反トラスト規制の導入である。競争法が制定されていない状況で競争を促進するのは制度的に不備があるといわざるを得ない。したがって、反トラスト法の導入は急務であるといえよう。反トラスト法の導入はマスタープランに記載されているものの（表3、改革 No. 38）、2005年末の時点でまだ導入されていない。導入時期は明らかにされていないが、これまでマスタープランに記載されている改革を着実に実行していることから、いずれは導入されることになると予想される。

〔参考文献〕

〈外国語文献〉

- Bank Negara Malaysia [1999] *The Central Bank and the Financial System in Malaysia: A Decade of Changes 1989-1999*, Bank Negara Malaysia.
- _____ [2000] Increase in Minimum Capital Funds for Banking Institutions, Statement on November 14, 2000. Available at <http://www.bnm.gov.my> (Last visited on April 6, 2007).
- _____ [2001] *The Financial Sector Master Plan*, Bank Negara Malaysia.
- _____ [2003] Leberalisation in Islamic Banking, Statement on September 18, 2003. Available at <http://www.bnm.gov.my> (last visited on February 7, 2007).
- _____ [2004] BNM Introduces New Interest Rate Framework, Statement on April 23, 2004. Available at <http://www.bnm.gov.my> (Last visited on February 7, 2007).
- _____ [2005a] *Annual Report 2004*, Bank Negara Malaysia.
- _____ [2005b] Framework on the Creation of Investment Banks, Statement on March 23, 2005. Available at <http://www.bnm.gov.my> (Last visited on February 13, 2007).
- _____ [2005c] Operational Flexibilities to the Locally-Incorporated Foreign Banking Institutions Operating in Malaysia, Statement on December 28, 2005. Available at <http://www.bnm.gov.my> (Last visited on February 24, 2007).
- _____ [2006a] *Annual Report 2005*, Bank Negara Malaysia.
- _____ [2006b] Guidelines on the Establishment of International Islamic Bank, September 2006, Available at http://www.bnm.gov.my/documents/IIB_entry_procedures.pdf (Last visited on April 6, 2007).
- Chin, Kok Fay [2005] "Bank Restructuring in Malaysia", in Wong Sook Ching, Jomo K.S. and Chin Kok Fay (eds.), *Malaysian "Bail Outs"?: Capital Controls, Restructuring and Recovery*, Singapore University Press, pp. 112-138.
- Lee, Hock Lock [1992] *Regulation of Banks and Other Depository Institutions in Malaysia*, Butterworths.
- Lim, Chee Seng, Rosli Yaakop and Randall C. Merris [1986] Deregulation of Loan and Deposit Rates at Commercial Banks in Malaysia, Discussion Paper No. 5, Bank Negara Malaysia.
- Malaysia Deposit Insurance Corporation [2005] PIDM Handbook. Available at http://www.pidm.gov.my/_system/media/pdf/publications/handbook.pdf (Last visited on January 13, 2007).
- New Straits Times, CIMB, Japanese Bank in Alliance, October 5, 2006.

〈日本語文献〉

ジェトロ [2007] 「マレーシアを世界のイスラーム金融センターに」 (『ジェトロセンサー』第 57 巻第 674 号、2007 年 1 月号、4-6 頁)。

中川利香 [2006] 『マレーシア通貨危機と金融政策』 (青磁書房)。

鳥居高 [2006] 「序論」 (鳥居編『マハティール政権下のマレーシアー「イスラーム先進国」を目指した 22 年』日本貿易振興機構アジア経済研究所、3-21 頁)。

〔ウェブサイト〕

www.bnm.gov.my	中央銀行
www.fmb.org.my	金融調停局
www.pidm.gov.my	預金保険公社
www.akpk.org.my/index.htm	債務カウンセリング機構
www.lofsa.gov.my/lofsa5/index.htm	ラブアン・オフショア金融サービス機関
www.bankinginfo.com.my	Bankinginfo
www.bursamalaysia.com/website/bm	証券取引所
www.sc.com.my	証券取引委員会

〔参照法令〕

Central Bank of Malaysia Act 1958	1958 年中央銀行法
Banking and Financial Institutions Act 1989	1989 年銀行・金融機関法
Islamic Banking Act 1983	1983 年イスラーム銀行法
Labuan Offshore Financial Services Authority Act 1996	1996 年ラブアン・オフショア金融サービス機関法
Offshore Banking Act 1990	1990 年オフショア銀行法
Malaysia Insurance Deposit Corporation Act 2005	2005 年マレーシア預金保険公社法
Companies Act 1965	1965 年会社法

(このページは白紙です)